

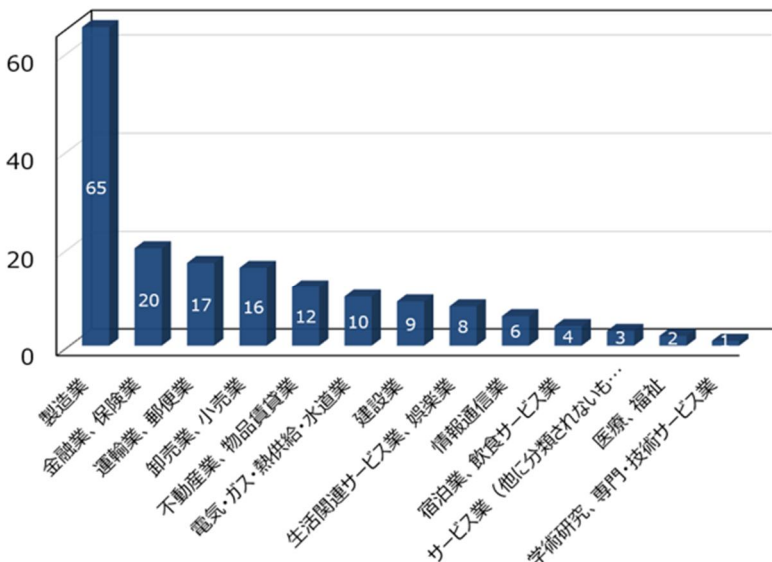
令和 9 年 度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（国土交通省不動産・建設経済局建設振興課）

項 目 名		産業競争力強化法に基づく事業再編に係る登録免許税の軽減措置の延長等	
税 目		登録免許税 租税特別措置法第 80 条第 1 項	
要 望 の 内 容	産業競争力強化法に基づく事業再編に係る登録免許税の軽減措置について、事業ポートフォリオの転換・強化を通じて、価値創造の拡大につなげるための措置等を講じるとともに、適用期限を令和 12 年 3 月 31 日まで延長する。		
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)		— 百万円 (▲5,000 百万円) (— 百万円)

新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 戦略的・抜本的な事業再編を強力に推進することにより、国内の過剰供給・過当競争構造を解消し、産業の新陳代謝の促進を通じた我が国産業の競争力強化を図る。 (2) 施策の必要性 グローバル化の進展やデジタル革命により不連続かつ急激に経営環境が変化 する中、企業がイノベーションによる付加価値の創出や生産性の向上を通じ持続 的な成長を実現していくためには、既存の事業の収益性を深化しつつ、新たな 成長分野を探索する所謂「両利きの経営」を目指し、貴重な経営資源をコア事 業の強化や自前主義によらず将来の成長事業への投資に集中させるという不断 の事業ポートフォリオの見直しが必要とされている。 特に、既存の事業分野とは異なる新規分野への投資を行う場合には、通常、不 確実性が高く、大きなリスクを伴うため、新規分野への投資資金を確保する観 点からも、事業ポートフォリオの継続的な見直しを通じて資本効率が高い事業 ポートフォリオへの転換を実現し、キャッシュフローの充実を図ることがこれ まで以上に重要になっている。 こうした中、経済産業省では、これまで産業競争力強化法に基づく事業再編計 画や各種税制措置により M&A をはじめとする事業再編を後押ししてきたが、日 本企業における事業ポートフォリオ検討の必要性について認識は高まりつつあ るものの、複数の事業セグメントを有する企業の利益率が世界的には未だ低 く、十分に事業ポートフォリオの組替えが行われていない状況となっている。 こうした状況を踏まえれば、引き続き我が国経営者の事業再編に係る「決断」 を促すことが必要であり、再編行為に伴う登録免許税の税率軽減を措置し、事 業ポートフォリオの見直しと事業再編を円滑化することで、我が国事業者の生 産性向上を推進していく必要がある。 また、本年 7 月に「コーポレートガバナンス・コード」が改訂され、取締役会 の役割として、「成長の道筋を構築する」ことや、「成長投資や事業ポートフ ォリオの見直し等の経営資源配分等に関し具体的に何を実行するのかについて 説明を行う」こと（原則 4-1）などが明確化された。経済産業省においても、 「成長投資ガイダンス」（2026 年）を策定してその実務的な対応の方向性を示 し、その普及・啓発を通じて、事業ポートフォリオの見直しと成長投資の必要 性に対する意識の浸透に向けて取り組んできている。 我が国の構造的な課題として、日本企業全体として資本効率の改善は進展して きた一方で、依然として、資本コストを上回る収益性を安定的に確保できてい る事業が少ない上、資本コストを下回る価値毀損セグメントに投下資本の約 65%が配分され、資本コストを上回る価値創造セグメントが生み出した価値が相 殺される構造となっている※ことがあると考えられる。我が国経済の中長期的 な成長に向けては、我が国企業が、事業ポートフォリオの転換を通じて、投下 資本の戦略的な再配分・拡大を促していくことが必要である。 AX・GX をはじめとした技術革新の進展や経済安全保障の重要性の高まりなど、 企業を取り巻く事業環境は劇的に変化している環境下において、我が国企業が このような環境に適応し、競争力を高めていくためには、事業ポートフォリオ の転換・強化を上記の取組から更に踏み込んで促進していくことが必要であ る。 ※価値毀損セグメントに対する資本投入割合：日本：65% 米国：39% 欧州：42% 以上の理由から、事業ポートフォリオ転換・強化を促進するための措置等を講 じるとともに、本税制の適用期限を令和 12 年 3 月 31 日まで延長する。
--	---

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標 31 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する 施策目標 32 建設市場の整備を推進する 施策目標 35 自動車運送業の市場環境整備を推進する 施策目標 36 海事産業の市場環境整備・活性化及び人材の確保等を図る
		政策の達成目標	認定事業再編計画に基づく政策支援を通じて、事業再編による経営資源の有効活用により、事業者の生産性の向上を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和9年4月1日～令和12年3月31日（3年間）
		同上の期間中の達成目標	令和11年度に、事業者の生産性（ROIC（投下資本利益率））を令和8年度より2%ポイント、固定資産回転率（売上高/有形固定資産＋ソフトウェア）を令和8年度より5%向上させる。
		政策目標の達成状況	○ROIC（投下資本利益率）の実績 2022年度（令和4年度）10.9% 2023年度（令和5年度）11.2% 2024年度（令和6年度）10.7% ※SPEEDA 上場企業データに基づき、以下のとおり算出 $ROIC = (\text{営業利益} + \text{減価償却費} + \text{研究開発費}) \div (\text{有利子負債残高} + \text{自己資本})$ ○固定資産回転率の実績 2022年度（令和4年度）2.85 2023年度（令和5年度）2.83 2024年度（令和6年度）2.81 ※財務省法人企業統計に基づき、以下のとおり算出 $\text{固定資産回転率} = \text{売上高} \div \text{有形固定資産} + \text{ソフトウェア}$
	有効性	要望の措置の適用見込み	令和9年度～令和11年度 22件程度／年 ※既存制度による件数のみ
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	令和8年3月までに産業競争力強化法に基づき主務大臣の認定を受けた事業再編計画173件のうち、171件の計画が登録免許税率の軽減措置を活用しており、活用割合が高い施策である。また、単に事業再編を行うだけでなく生産性向上や新サービス開発等の取組を実施する事業者に対して税制を適用する仕組みとしていることで、我が国産業競争力の強化に寄与しているものと考えられる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	・債権放棄時の資産評価時の損金算入 ・認定株式分配に係る課税の特例 ・事業ポートフォリオ転換・強化促進税制（要望中） 本税制措置は事業等を買収等する判断を、事業ポートフォリオ転換・強化促進税制は主に事業ポートフォリオの転換の判断を後押しするものであり、両者を一体で講ずることで事業ポートフォリオの転換・強化が促進されることが期待される。

		予算上の措置等の要求内容及び金額	—																																	
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																																	
		要望の措置の妥当性	本措置は、生産性の向上のため、経営資源の効率的な運用を目指した戦略的な組織再編・事業再編に加えて、新たな商品開発や新たな生産方式の導入などの取組を行うものについて、その他一定の基準を満たす計画を主務大臣が認定した場合に限り、講ずるものである。 本措置により、合併や分割等といった事業構造の変更に係る費用を軽減し、新たな取組等を促して生産性の向上を図ることは、我が国産業の競争力強化のための特例措置として妥当である。																																	
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	【登録免許税の軽減措置を利用した計画の認定件数（171 件）】																																		
		年	平成30	令和1	2	3	4	5	6	7																										
		適用件数	11	17	14	22	26	22	18	22																										
		【事業再編計画の認定を受けた企業が営む業種（173 件）】 （単位：件）																																		
		 <table><thead><tr><th>業種</th><th>件数</th></tr></thead><tbody><tr><td>製造業</td><td>65</td></tr><tr><td>金融業、保険業</td><td>20</td></tr><tr><td>運輸業、郵便業</td><td>17</td></tr><tr><td>卸売業、小売業</td><td>16</td></tr><tr><td>不動産業、物品賃貸業</td><td>12</td></tr><tr><td>電気・ガス・熱供給・水道業</td><td>10</td></tr><tr><td>建設業</td><td>9</td></tr><tr><td>生活関連サービス業、娯楽業</td><td>8</td></tr><tr><td>情報通信業</td><td>6</td></tr><tr><td>宿泊業、飲食サービス業</td><td>4</td></tr><tr><td>サービス業（他に分類されないもの）</td><td>3</td></tr><tr><td>医療・福祉</td><td>2</td></tr><tr><td>学術研究、専門・技術サービス業</td><td>1</td></tr></tbody></table>									業種	件数	製造業	65	金融業、保険業	20	運輸業、郵便業	17	卸売業、小売業	16	不動産業、物品賃貸業	12	電気・ガス・熱供給・水道業	10	建設業	9	生活関連サービス業、娯楽業	8	情報通信業	6	宿泊業、飲食サービス業	4	サービス業（他に分類されないもの）	3	医療・福祉	2
業種	件数																																			
製造業	65																																			
金融業、保険業	20																																			
運輸業、郵便業	17																																			
卸売業、小売業	16																																			
不動産業、物品賃貸業	12																																			
電気・ガス・熱供給・水道業	10																																			
建設業	9																																			
生活関連サービス業、娯楽業	8																																			
情報通信業	6																																			
宿泊業、飲食サービス業	4																																			
サービス業（他に分類されないもの）	3																																			
医療・福祉	2																																			
学術研究、専門・技術サービス業	1																																			
【減収額（見込み含む）】 （単位：億円）																																				
年	平成30	令和1	2	3	4	5	6	7																												
減収額	5.5	43.4	49.3	39.1	45.8	18.5	66.3	50.0																												
※各年度の減収額は、産業競争力強化法の認定に基づく計画の認定年度別に集計したものであるため、実際に登記した時点（登録免許税が軽減される時点）が翌年度になるケースがあり得る。																																				

	租特透明化 法に基づく 適用実態 調査結果	—
	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	登録免許税の軽減措置を講ずることにより、合併や会社分割等に係る資本・資産に係るコストを軽減し、事業再編を促進することは我が国産業の生産性の向上に有効な手段である。 昨年度までに事業再編計画の認定を受けた事業者は、173 者（全省庁ベース）のうち 171 者が本税制措置を活用しており、産業競争力強化法に基づいて認定された事業再編計画で、令和 7 年度までに終了した計画（全 35 計画）のうち、30 計画（経済産業省案件ベース）で生産性向上の基準を達成している。
	前回要望時 の達成目標	令和 8 年度に、事業者の生産性（ROIC（投下資本利益率））を令和 5 年度より 2%、固定資産回転率（売上高/有形固定資産＋ソフトウェア）を令和 5 年度より 5%向上させる。
	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理由	事業再編計画の認定を受けた事業者は、173 者（全省庁ベース）のうち 171 者が本税制措置を活用しており、産業競争力強化法に基づいて認定された事業再編計画で、令和 7 年度までに終了した計画（全 35 計画）のうち、30 計画（経済産業省案件ベース）で生産性向上の基準を達成している。また、残りの 5 計画については市場環境の悪化、原材料費の高騰や取引先都合により計画終了年度に計画していた売り上げが得られなかったなどの外部要因によるものであり、これらの変化によるやむを得ない計画を除けば目標を達成している。
これまでの 要望経緯	登録免許税率の軽減措置 平成 25 年度創設（平成 26 年 1 月～） 平成 28 年度 2 年間延長 平成 30 年度 2 年間延長 令和 2 年度 2 年間延長 令和 4 年度 2 年間延長（生産性の向上要件の見直し） 令和 6 年度 3 年間延長（特別事業再編計画の創設） （同様の措置を講じていた産活法における要望経緯） 平成 11 年度 創設 平成 12 年度 税率引き下げ 平成 13 年度 2 年間延長 平成 15 年度 5 年間延長（但し平成 18 年以後、一部縮減） 平成 19 年度 措置拡充（対象計画追加） 平成 20 年度 2 年間延長 平成 21 年度 1 年間延長（会社分割に係る不動産移転登記に係る登録免許税のみ） 平成 22 年度 1 年間延長 平成 23 年度 一部縮減（産活法改正により適用対象が一部変更されたことによる） 平成 24 年度 1 年間延長	